



福島医発第 2704 号 (地)
平成 27 年 1 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

難病の医療費助成制度における患者負担の当面の取扱いについて及び
指定医及び指定医療機関の指定に関する取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平成 27 年 1 月 1 日より、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）（以下、難病法という。）に基づく新たな医療費助成制度が実施されることに伴い、今般、厚生労働省より標記に関する通知が発出された旨、別添のとおり日本医師会より連絡が参りました。

今般の通知の概要は下記のとおりであり、詳細につきましては添付資料をご確認いただきたくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 難病の医療費助成制度における患者負担の当面の取扱いについて

(平 26. 12. 24 健疾発 1224 第 1 号 厚生労働省健康局疾病対策課長)

- (1) 既認定者であって、新制度の医療受給者証を持参していない受診者については、医療機関において現行の特定疾患治療研究事業の対象者であることが確認できた場合には、各医療機関の判断により当分の間（平成 27 年 1 月診療分に係る期間）、当該患者が支払う患者負担を一時的に猶予することも可能とする。その際、新制度の医療受給者証が提示された場合には、改めて患者負担額の精算手続きを行う。
- (2) 上記の取扱いは、都道府県から都道府県医師会等の関係団体に協力要請等が行われることになっているが、これは各医療機関に強要するものではなく、対応可能な医療機関に協力を依頼する趣旨のものであることにご留意いただきたい。

2. 指定医及び指定医療機関の指定に関する取扱いについて

(平 26. 12. 24 厚生労働省健康局疾病対策課事務連絡)

- ・ 指定医及び指定医療機関の指定に関し、各申請様式の周知から法施行までの時間が限ら

れていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うこととされた。

- (1) 法施行前に指定医又は指定医療機関の申請が行われた場合は、当該申請に係る指定が法施行以後に行われた場合であっても、平成27年1月1日より当該指定の効力が発生するものとして差し支えない。
- (2) 法施行後に指定医又は指定医療機関の申請が行われた場合についても、平成26年度中は申請日に遡って当該指定の効力が発生することとしても差し支えない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、特定疾患治療研究事業に係る医療費の支給が行われたことのある医療機関については、平成26年12月31日までに指定を受ける意思があったものとして、平成27年1月中に指定の申請が行われた場合であっても、平成27年1月1日に申請が行われたものとみなし、同日から指定の効力が発生するものとして差し支えない。

(地Ⅲ247F)

平成26年12月25日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
道永 麻里

難病の医療費助成制度における患者負担の当面の取扱いについて
及び指定医及び指定医療機関の指定に関する取扱いについて

平成27年1月1日より、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）（以下、難病法という。）に基づく新たな医療費助成制度が実施されることに伴い、厚生労働省より別添のとおり通知が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今般の通知の概要は下記のとおりであり、詳細につきましては添付資料をご確認いただきたくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 難病の医療費助成制度における患者負担の当面の取扱いについて

（平 26.12.24 健疾発 1224 第1号 厚生労働省健康局疾病対策課長）

- （1）既認定者であって、新制度の医療受給者証を持参していない受診者については、医療機関において現行の特定疾患治療研究事業の対象者であることが確認できた場合には、各医療機関の判断により当分の間（平成27年1月診療分に係る期間）、当該患者が支払う患者負担を一時的に猶予することも可能とする。その際、新制度の医療受給者証が提示された場合には、改めて患者負担額の精算手続きを行う。
- （2）上記の取扱いは、都道府県から都道府県医師会等の関係団体に協力要請等が行われることになっているが、これは各医療機関に強要するものではなく、対応可能な医療機関に協力を依頼する趣旨のものであることにご留意いただきたい。

2. 指定医及び指定医療機関の指定に関する取扱いについて

（平 26.12.24 厚生労働省健康局疾病対策課事務連絡）

- ・指定医及び指定医療機関の指定に関し、各申請様式の周知から法施行までの時間が限られていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うこととされた。

- (1) 法施行前に指定医又は指定医療機関の申請が行われた場合は、当該申請に係る指定が法施行以後に行われた場合であっても、平成27年1月1日より当該指定の効力が発生するものとして差し支えない。
- (2) 法施行後に指定医又は指定医療機関の申請が行われた場合についても、平成26年度中は申請日に遡って当該指定の効力が発生することとしても差し支えない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、特定疾患治療研究事業に係る医療費の支給が行われたことのある医療機関については、平成26年12月31日までに指定を受ける意思があったものとして、平成27年1月中に指定の申請が行われた場合であっても、平成27年1月1日に申請が行われたものとみなし、同日から指定の効力が発生するものとして差し支えない。

平成 26 年 12 月 24 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局疾病対策課長
(公 印 省 略)

難病の医療費助成制度における患者負担の当面の取扱いについて

難病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 1 日から施行される難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）に基づく新たな医療費助成制度（以下「新制度」という。）については、現在、施行に向けた準備を進めており、各都道府県において患者からの申請に基づき新制度における医療受給者証の交付等の手続が行われているところ

です。
現行の特定疾患治療研究事業（以下「現行事業」という。）の対象として医療費助成を受給している者（いわゆる既認定者。以下「現行事業対象者」という。）に対しても、新制度の医療受給者証の交付の手続が進められているところですが、申請の時期によっては、平成 27 年 1 月 1 日以降に医療受給者証が届く現行事業対象者も一定程度見込まれているところ

です。（現行事業における医療受給者証の有効期限は通常平成 26 年 12 月 31 日となっており、新しい医療受給者証が届くまでの公費負担については通常都道府県からの償還払いとなります。）
このような場合を念頭においた都道府県における対応について、今般、別添の通り、各都道府県に周知を行ったところ。貴団体におかれましては、各都道府県から患者負担の当面の取扱いについて管下の団体に、下記のような対応の依頼があった場合には、現行事業対象者が新制度の下で円滑に医療機関（難病法に定める都道府県知事が指定する医療機関又は薬局。以下同じ。）を受診できるよう、当分の間、貴団体の会員である医療機関において柔軟に対応していただきますよう、会員各位等に対して周知いただきたく、御協力をお願いいたします。

記

難病法の施行に当たり、新制度の医療受給者証を持参していない受診者については、医療機関において現行事業対象者であることが確認できた場合には、各医療機関の判断により当分の間（平成 27 年 1 月診療分に係る期間）、現行事業対象者から医療機関に支払う患者負担を一時的に猶予し、新制度の医療受給者証が提示された際に、改めて患者負担額の清算手続を行うこと。

- * 上記中、「医療機関において現行事業対象者であることが確認できた場合」としては、例えば、受診者が医療機関に対して現行事業の医療受給者証を提示した場合や、医療機関が受診者に対して現行事業における公費負担を行ったことがある場合、医療機関で受診者に係る臨床調査個人票（現行事業における診断書）を作成したことがある場合などを想定。

別添

事 務 連 絡

平成 26 年 12 月 24 日

各 都道府県難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

難病の医療費助成制度における患者負担の当面の取扱いについて

難病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 1 日から施行される難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）に基づく新たな医療費助成制度（以下「新制度」という。）の実施に当たっては、現在、現行の特定疾患治療研究事業（以下「現行事業」という。）の対象として医療費助成を受給している者（いわゆる既認定者。以下「現行事業対象者」という。）について、各都道府県において特定の申請受付期日を設定し、その期日までに申請のあった者に対しては、年内に医療受給者証が交付されるよう、必要な手続を進めていただいているところ です。

その際、期日を超えて申請のあった患者に対しては、基本的に医療受給者証が申請者に届くまでの間、公費負担分を償還払いとする対応をとることとされています。

一方で、一部の都道府県においては、申請の時期により、平成 27 年 1 月 1 日以降に医療受給者証が交付される場合への対応として、制度の円滑な施行のため、医療関係団体を通じて医療機関（難病法に定める都道府県知事が指定する医療機関又は薬局。以下同じ。）に依頼をし、現行事業対象者に周知した上で、下記の対応をとりたいと聞いているところです。

当課としては、都道府県が地域の医師会等医療関係団体と調整するなど必要な対応を行った上で、当該医療機関の判断により、患者負担の当面の取扱いについて、下記のように対応することは差し支えないと考えております。

その点について、今般、公益社団法人日本医師会をはじめとした医療関係団体に協力を依頼したところですのでお知らせします。

なお、各都道府県内において医療機関の協力を得て下記のような対応を行う場合には、平成 27 年 1 月 7 日までに当課に情報提供していただくようよろしくお願いいたします。

記

難病法の施行に当たり、新制度の医療受給者証を持参していない受診者については、医療機関において現行事業対象者であることが確認できた場合には、各医療機関の判断により当分の間（平成 27 年 1 月診療分に係る期間）、現行事業対象者から医療機関に支払う患者負担の徴収を一時的に猶予し、新制度の医療受給者証が提示された際に、改めて患者負担額の清算手続を行うこと。

* 上記中「医療機関において現行事業対象者であることが確認できた場合」としては、例えば、受診者が医療機関に対して現行事業の医療受給者証を提

示した場合や、医療機関が受診者に対して現行事業における公費負担を行ったことがある場合、医療機関で受診者に係る臨床調査個人票（現行事業における診断書）を作成したことがある場合などを想定。

以上

事 務 連 絡
平成 26 年 12 月 25 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

指定医及び指定医療機関の指定に関する取扱いについて

難病対策の推進につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 1 日から難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく新たな医療費助成制度（以下「新制度」という。）が施行されるところ、新制度における指定医及び指定医療機関の指定に関する法施行時の取扱いについて、別添のとおり各都道府県あて通知しております。

貴会におかれましては、各会員の皆様にも同内容についてご周知いただきますよう、よろしくお取りはからい願います。

健疾発 1 2 2 5 第 1 号

平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

（ 公 印 省 略 ）

指定医及び指定医療機関の指定に係る取扱いについて

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づく特定医療費の支給については、鋭意施行準備を進めていただいているところですが、法第 6 条第 1 項に規定する指定医及び法第 14 条第 1 項に規定する指定医療機関の指定の事務については、下記の取扱いといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 指定医の指定に係る取扱い

指定医の指定については、基本的には、指定の日から効力が発生するものであるが、法の施行までの期間が限られていることから、法施行前に申請が行われた場合には、当該申請に係る指定が法施行以後に行われたとしても、平成 27 年 1 月 1 日から当該指定の効力が発生するものとして取り扱うことは差し支えない。

また、法施行後に申請が行われた場合についても、申請日から指定までの間に患者が当該申請を行った医師のもとで受診する場合があること等に配慮し、各都道府県において、平成 26 年度中は、申請日に遡って当該指定の効力が発生するものとすることも差し支えない。

2. 指定医療機関の指定に係る取扱い

指定医療機関の指定については、「指定医療機関の指定について」（平成 26 年 11 月 21 日健疾発 1121 第 2 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）において、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすることとしているが、法の施行までの期間が限られていることから、法施行前に申請が行われた場合には、当該申請に係る指定が法施行以後に行

われたとしても、平成 27 年 1 月 1 日から当該指定の効力が発生するものとして取り扱うことは差し支えない。

また、法施行後に申請が行われた場合についても、申請日から指定までの間に患者が当該申請を行った医療機関（薬局等を含む。以下同じ。）で受診する可能性があること等に配慮し、各都道府県において、平成 26 年度中は、申請日に遡って当該指定の効力が発生するものとするとも差し支えない。

3. 指定医療機関の指定に係る法施行時における取扱いについて

指定医療機関の指定については、2 を踏まえて、平成 26 年 12 月末までに医療機関から指定の申請を行うよう促すこと。

ただし、特定疾患治療研究事業に係る医療費の支給が行われたことのある医療機関にあっては、平成 26 年 12 月 31 日までに指定を受ける意思があったものとして、平成 27 年 1 月中に指定の申請が行われた場合であっても、平成 27 年 1 月 1 日に申請が行われたものとみなし、同日から指定の効力が発生するものとして差し支えないこととする。